

公的医療保険に加入していない（無保険）の患者に対して 抗原定性検査を行った場合の算定例

【例】診療・検査医療機関（福島県のホームページで公表）にて、初診患者（成人・無保険者）に対して、新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査を行い、確定診断後にコロナの症状に係る薬剤を処方した場合。

（1）診療状況

- ・医師が診療の上、新型コロナウイルス感染症を疑い、検査の必要性を認める。
- ・抗原定性検査を院内で行い、結果は陽性。
- ・検査結果をもとに、医師が COVID-19 と確定診断。
- ・COVID-19 の症状に対する A 薬剤を院外処方。

（2）算定点数と公費負担医療適用の可否

- * 初診料（288点）→自費
- * 院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）（300点）→自費
- * 二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）（250点）→自費
- * 救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（COV・外来診療）（950点）→**宿泊・自宅療養者の公費**
- * SARS-CoV-2 抗原検出（定性）（300点）→**検査の公費**
- * 免疫学的検査判断料（144点）→**検査の公費**
- * 鼻腔・咽頭拭い液採取（25点）→自費
- * 処方箋料→**宿泊・自宅療養者の公費**
- * 一般名処方加算2→**宿泊・自宅療養者の公費**

（解説）

① 医療機関を受診した患者が無保険者であったとしても、コロナの検査実施料・判断料（患者一部負担金）には検査の公費負担医療が適用される。そのため、検査実施料・判断料については、患者一部負担金は生じない。

（参照）新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（その4）のP8

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750111.pdf>

② 上記②の患者に COVID-19 の確定診断を行い、確定診断後にコロナに係る診療を行った場合、コロナに係る診療の点数（患者一部負担金）には宿泊・自宅療養者の公費（28070605）が適用される。そのため、確定診断後のコロナに係る診療の点数についても、患者一部負担金は生じない。

（参照）「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて（その10）のP12

<https://www.mhlw.go.jp/content/000758785.pdf>

③ 「公費負担医療が適用される点数」以外の点数は、全額自費となる。

④ 上記①や②に該当する患者のレセプトは社会保険診療報酬支払基金 福島支部に請求する。

⑤ 宿泊・自宅療養者の公費よりも検査の公費が優先適用されるため「公費①」に検査の公費番号が入

る。

- ⑥ 救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（COV・外来診療）（950点）を算定する患者が6歳未満の場合は「乳幼児加算（救急医療管理加算・臨時的取扱）（外来診療・往診等）」（400点）を、6歳以上15歳未満の場合は「小児加算（救急医療管理加算・臨時的取扱）（外来診療・往診等）」（200点）をさらに算定できる。

（レセプト表示例は次頁）

【レセプト表示例】

診療報酬明細書
(医科入院外)

都道府県番号 医療機関コード

令和 年 月 分

1	1社 国	3後 期	1単 独	2本 外	8高 外一
医 科	2公 費	4退 職	2併 2併	4六 外	0高 外7
			3併 3併	6家 外	
保 険 者				給 付 割 合	10 9 8
番 号					7 ()

公費負担者番号①	28070506	公費負担医療の受給者番号①	99999996
公費負担者番号②	28070605	公費負担医療の受給者番号②	99999996

被保険者証被保険者手帳等の記号・番号	枝番
--------------------	----

氏名	特記事項
1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 . . . 生	保険医療機関の所在地及び名称
職務上の事由	1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害

傷病名	(1) COVID-19疑い (2) COVID-19 (3)	診療開始日	(1) 令和4年8月1日 (2) 令和4年8月1日 (3) 年 月 日	転治ゆ	死亡	中止	診療日数	1日
-----	---------------------------------------	-------	---	-----	----	----	------	----

11	初診	時間外 休日 深夜	回	点	公費点数
12	再診	時間外 休日 深夜	回	点	
13	医学管理				
14	在宅	夜間 深夜・緊急 在宅患者訪問診療 その他	回	点	
20	投薬	21 内服調剤 × 単位 22 屯服薬剤 × 単位 23 外用調剤 × 単位 25 処方 × 単位 26 麻毒 単位 27 調基 単位	回	点	
30	注射	31 皮下筋肉内 32 静脈内 33 その他	回	点	
40	処置	薬剤	回	点	
50	手術	麻酔	回	点	
60	検査	薬剤	2回	469	444
70	画像	診断	回	点	
80	その他	処方箋	1回	73 950	73 950

(1) の中止日：令和4年8月1日

(60) *SARS-CoV-2抗原検出(定性) 300×1
*免疫学的検査判断料 144×1
検査が必要と判断した医学的根拠(SARS-CoV-2抗原検出(定性));発熱、全身倦怠感よりCOVID-19を疑い施行

(80) *処方箋料(リフィル以外・その他) 68×1
*一般名処方加算2(処方箋料) 5×1
*救急医療管理加算1(診療報酬上臨時的取扱)(COV・外来診療) 950×1

*公的医療保険未加入者であるため、公費負担医療適用となる点数のみ請求しています。

療養の給付	請求点	決定点	一部負担金額 円
公費①	1,467		減額割(円)免除・支払猶予
公費②	444		円
公費③	1,023		円 ※高額療養費 円 ※公費負担点数点 ※公費負担点数点